

令和5年6月1日提出

## 令和5年6月市議会定例会

### 説明書・参考

〔 報告第7号～報告第13号  
議案第51号～議案第58号 〕

島 田 市



# 説 明 書

## 報告第7号 一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

令和4年度の一般会計予算のうち、新型コロナウイルスワクチン接種事業ほか37件の繰越明許費について繰越額が確定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 報告第8号 水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

令和4年度の水道事業会計予算のうち、建設改良工事について繰越額が確定したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 報告第9号 公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費及び事故繰越し）

令和4年度の公共下水道事業会計予算のうち、管渠建設工事及び処理場建設工事について、並びに処理場事業について繰越額が確定したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 報告第10号 専決処分した事件の承認について（令和5年度島田市一般会計補正予算第2号）

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

## 報告第11号 専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

## 報告第12号 専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

報告第13号 専決処分の報告について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）

令和5年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）を引用する条文を整理する必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項の指定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第51号 島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施している外国人に対する生活保護の措置に関する事務において、新たにマイナンバーを利用するため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第52号 島田市税条例の一部を改正する条例について

令和5年3月に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽自動車税に係る種別割の税率に関する規定を改めるとともに、森林環境税が導入されることに伴い、個人の市民税の均等割を賦課徴収する場合に併せて森林環境税を賦課徴収する規定等を設けるため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和5年7月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第53号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

普通財産と同様に、公共的団体等に対して行政財産を無償又は減額して貸し付けることができるようにするため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第54号 島田市民総合施設条例の一部を改正する条例について

島田市民総合施設プラザおおりに、新たに会議室等を設置し、市民に供用すると

ともに、しまだ楽習センターで実施している生涯学習講座「ふれあい講座」をプラザおおるりにおいて継続して実施するため、条例の一部を改正し、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

#### 議案第55号 しまだ楽習センター条例を廃止する条例について

しまだ楽習センターで実施している事業をプラザおおるりに移転するため、条例を廃止し、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

#### 議案第56号 財産の取得について

島田市消防団の消防ポンプ自動車1台を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

#### 議案第57号 市道路線の認定について

ふじのくにフロンティア推進区域において、島田市土地開発公社が実施している牛尾山東地区工業用地整備事業に伴い新設する1路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

#### 議案第58号 市道路線の廃止について

中溝町地内の民間企業の土地利用に伴い、1路線を廃止するため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

# 目 次

報告第7号	一般会計予算の繰越しについて(繰越明許費) ◇令和4年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書-----	1
報告第8号	水道事業会計予算の繰越しについて(建設改良費) ◇令和4年度水道事業会計予算繰越額節別内訳書-----	6
報告第9号	公共下水道事業会計予算の繰越しについて(建設改良費及び事故繰越し) ◇令和4年度公共下水道事業会計予算繰越額節別内訳書-----	7
報告第11号	専決処分した事件の承認について(島田市税条例の一部を改正する条例) ◇新旧条文対照表-----	8
報告第12号	専決処分した事件の承認について(島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) ◇新旧条文対照表-----	24
報告第13号	専決処分の報告について(島田市都市計画税条例の一部を改正する条例) ◇新旧条文対照表-----	26
議案第51号	島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	28
議案第52号	島田市税条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	30
議案第53号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	42
議案第54号	島田市民総合施設条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表-----	44

議案第56号	財産の取得について ◇入札結果表及び消防ポンプ自動車の概要-----	52
議案第57号	市道路線の認定について ◇市道認定路線位置図-----	54
議案第58号	市道路線の廃止について ◇市道廃止路線位置図-----	55





# 報告第7号 参 考

## 令和4年度一般会計予算繰越明許費節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
新型コロナウイルスワクチン接種事業	円 10,726,376	11 役務費	円 720,600	事務手数料
		12 委託料	10,005,776	予防接種委託
肥料価格高騰対策事業	20,000,000	18 負担金、補助及び交付金	20,000,000	肥料価格高騰対策事業費補助金
農村地域防災減災事業	32,000,000	12 委託料	32,000,000	調査委託
林道開設事業	11,900,000	14 工事請負費	11,900,000	道路工
治山事業	5,640,000	14 工事請負費	5,640,000	治山ダム工
被災中小企業等再建支援事業	6,610,000	18 負担金、補助及び交付金	6,610,000	被災中小企業等再建支援事業補助金
川越し街道賑わい創出事業	6,980,000	12 委託料	6,980,000	測量設計委託
色尾大柳線改良事業	28,844,917	12 委託料	600,000	登記事務委託
		14 工事請負費	27,560,000	道路工
		16 公有財産購入費	684,917	土地購入費
谷口中河線改良事業	234,606,734	12 委託料	764,000	登記事務委託
		14 工事請負費	12,812,000	道路工
		16 公有財産購入費	10,310,547	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	210,720,187	補償金
本通り御仮屋線改良事業	60,000,000	14 工事請負費	58,000,000	道路工
		21 補償、補填及び賠償金	2,000,000	補償金

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
新病院入口交差点改良事業	円 23,703,000	12 委託料	円 963,000	登記事務委託
		16 公有財産購入費	1,720,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	21,020,000	補償金
大井川左岸旧堤線改良事業	1,348,351	21 補償、補填及び賠償金	1,348,351	補償金
大井町静居寺橋線改良事業	29,476,000	14 工事請負費	29,476,000	道路工
横井御仮屋線改良事業	69,100,000	14 工事請負費	64,100,000	道路工
		21 補償、補填及び賠償金	5,000,000	補償金
島竹下線改良事業	23,145,000	14 工事請負費	23,145,000	道路工
道悦旭町線改良事業	29,105,000	14 工事請負費	29,105,000	道路工
生活道路改良事業	8,488,000	12 委託料	2,250,000	用地設計委託 登記事務委託
		14 工事請負費	4,838,000	道路工（西向島線ほか5路線）
		16 公有財産購入費	1,400,000	土地購入費
橋りょう長寿命化修繕・耐震事業	27,593,000	12 委託料	27,593,000	橋りょう修繕設計委託（駅西陸橋ほか3橋）
河川改修事業	13,133,400	12 委託料	5,000,000	排水路浸水対策検討委託（大柳南地内）
		14 工事請負費	8,133,400	水路改修工（岸町地内）
急傾斜地崩壊対策事業	21,100,000	12 委託料	21,100,000	基本設計委託 詳細設計委託

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
ふじのくにフロンティア 推進区域整備事業	円 101,757,000	12 委託料	円 1,899,000	登記事務委託
		14 工事請負費	86,334,000	道路工、水路工
		16 公有財産購入 費	11,600,000	土地購入費
		21 補償、補填及 び賠償金	1,924,000	補償金
消防救急広域事務委託費	51,390,000	12 委託料	51,390,000	消防事務委託
スクールバス運行経費	1,936,000	17 備品購入費	1,936,000	機械器具費
指定文化財管理経費	558,000	18 負担金、補助 及び交付金	558,000	文化財保存管理事業費補助金
林業用施設災害復旧事業	31,823,000	12 委託料	31,823,000	測量設計委託（林道市井平線）
林道家山線災害復旧事業	7,097,000	14 工事請負費	6,797,000	災害復旧工
		21 補償、補填及 び賠償金	300,000	補償金
林道日掛線災害復旧事業	31,183,000	14 工事請負費	31,083,000	災害復旧工
		21 補償、補填及 び賠償金	100,000	補償金
道路施設災害復旧事業	70,000,000	11 役務費	3,000,000	廃棄物処理手数料
		12 委託料	57,000,000	測量設計委託
		14 工事請負費	6,500,000	災害復旧工（前山線ほか1路線）
		16 公有財産購入 費	2,000,000	土地購入費
		21 補償、補填及 び賠償金	1,500,000	補償金

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
河川施設災害復旧事業	円 106,172,690	11 役務費	円 6,000,000	崩土撤去手数料 倒木撤去手数料
		12 委託料	32,354,690	測量設計委託
		14 工事請負費	62,818,000	災害復旧工（湯日谷川ほか7か所）
		16 公有財産購入費	4,000,000	土地購入費
		21 補償、補填及び賠償金	1,000,000	補償金
一色線災害復旧事業	71,315,000	12 委託料	750,000	登記事務委託
		14 工事請負費	70,325,000	災害復旧工
		16 公有財産購入費	240,000	土地購入費
阿知ヶ谷東光寺線災害復旧事業	8,500,000	14 工事請負費	8,500,000	災害復旧工
雲見線災害復旧事業	13,100,000	12 委託料	1,000,000	登記事務委託
		14 工事請負費	12,000,000	災害復旧工
		16 公有財産購入費	100,000	土地購入費
身成川災害復旧事業	63,400,000	14 工事請負費	63,400,000	護岸復旧工（3か所）
沢川災害復旧事業	10,591,009	14 工事請負費	10,540,000	護岸復旧工
		16 公有財産購入費	51,009	土地購入費
上手川災害復旧事業	20,000,000	14 工事請負費	20,000,000	埋塞土砂撤去工
藤蔓沢災害復旧事業	16,300,000	14 工事請負費	16,300,000	埋塞土砂撤去工
清水沢災害復旧事業	25,900,000	14 工事請負費	25,900,000	埋塞土砂撤去工

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
社会教育施設災害復旧事業	3,080,000	14 工事請負費	3,080,000	土砂撤去工



# 報告第8号 参 考

## 令和4年度 水道事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
建設改良工事	94,765,000 円	1 工事請負費	94,765,000 円	県道島田大井川線配水管布設工事 菰ヶ谷送水ポンプ場整備工事 上伊太送水ポンプ場ポンプ取替工事





# 報告第9号 参 考

## 令和4年度 公共下水道事業会計予算繰越額節別内訳書

事業名	翌年度繰越額	左の節別内訳		説明
		節	繰越額	
管渠建設工事	91,009,000 円	1 委託料	3,839,000 円	下水道工事家屋調査業務委託
		2 工事請負費	87,170,000	中溝町地内汚水幹線ほか整備工事
処理場建設工事	29,460,000	1 工事請負費	29,460,000	島田浄化センター最初沈殿池搔寄機更新工事 島田浄化センター引込用高圧ケーブル更新工事
処理場事業	4,125,000	1 修繕費	4,125,000	島田浄化センター脱水汚泥貯留設備の修繕において材料の納品に時間を要し、着手が遅れたことによる。

新 条 文

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2

↳ 省略

4

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6

↳ 省略

16

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

# 対 照 表

## 旧 条 文

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2

↳ 省略

4

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6

↳ 省略

16

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手續)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3

（省略）

4

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2

（省略）

4

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3

（省略）

4

（たばこ税の申告納付の手続）

第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2

（省略）

4

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

（たばこ税に係る不足税額等の納付手続）

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2

の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

## 2 省略

### 附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2

（省略）

3

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

の5様式による納付書によって納付しなければならない。

## 2 省略

### 附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2

（省略）

3

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 省略

2 省略

3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

- 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。
- 25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 26 省略
- 27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。  
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 省略
- 2  
( 省略
- 11
- 12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る



- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 26 省略
- 27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 省略

2

〔 省略

11

同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

14 省略

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 省略

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の6 省略

2 省略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)

↳ 省略

(4)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 省略

13 省略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 省略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 省略

2 省略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて  
「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する  
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当  
分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ  
同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82  
条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31  
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた  
日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同  
条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車  
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて  
「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する  
年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当  
分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ  
同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82  
条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31  
日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別  
割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ  
れ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定す  
るガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3  
輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車  
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場  
合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条  
の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上  
のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用につ  
いては、当該ガソリン軽自動車  
が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場  
合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、  
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右  
欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 省略

3 省略

	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 省略

3 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。



(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 省略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

新 条 文

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

2 省略

# 対 照 表

## 旧 条 文

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 省略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア

↳ 省略

オ

2 省略

新 条 文

附 則

1

（ 省略

6

（法附則第15条第14項の条例で定める割合）

7 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

（法附則第15条第32項の条例で定める割合）

8 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

（法附則第15条第33項の条例で定める割合）

9 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

10 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

（法附則第15条第43項の条例で定める割合）

11 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

12

（ 省略

19

20 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

21 省略

# 対 照 表

	旧	条 文
	附 則	
1		
)	省略	
6		
		(法附則第15条第15項の条例で定める割合)
7		法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。
		(法附則第15条第33項の条例で定める割合)
8		法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
		(法附則第15条第34項の条例で定める割合)
9		法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
		(法附則第15条第39項の条例で定める割合)
10		法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
		(法附則第15条第44項の条例で定める割合)
11		法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。
12		
)	省略	
19		
20		法附則第15条第1項、 <u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u> 、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。
21		省略

# 議案第51号 参 考

## 新 旧 条 文

例規名 島田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

### 新 条 文

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 省略

3 省略

#### 別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

#### 別表第2 (第5条関係)

情報照会機関	事務	
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。）第19条で定めるもの	省略
省略		

# 対 照 表

る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

## 旧 条 文

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 省略

3 省略

別表 (第5条関係)

情報照会機関	事務	
1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令」という。)第19条で定めるもの	省略
省略		

新 条 文

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 省略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 省略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代え



# 対 照 表

## 旧 条 文

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 省略

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 省略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 省略

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代え

て、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法等）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 省略

- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

（個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあつては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) 省略

(2) 省略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があ

て、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税の徴収の方法）

第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

## 2 省略

（個人の市民税の納税通知書）

第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあつては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。

（給与所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 省略
- (2) 省略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収された

るときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

#### 4 省略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法により徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納

い旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

#### 4 省略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法によって徴収する。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合において、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第

期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 省略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により

40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

（公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収）

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 省略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法に

徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア

イ 省略

ウ

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 省略

(3) 省略

附 則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 省略

2 省略

3 省略



よって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

（種別割の税率）

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア

イ 省略

ウ

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 省略

(3) 省略

附 則

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 省略

2 省略

3 省略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

例規名 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

新 条 文

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 省略

(行政財産の無償貸付又は減額貸付)

第5条 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。

(物品の交換)

第6条 省略

(物品の譲与又は減額譲渡)

第7条 省略

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第8条 省略

# 対 照 表

旧 条 文
(普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 省略
(物品の交換) 第5条 省略
(物品の譲与又は減額譲渡) 第6条 省略
(物品の無償貸付又は減額貸付) 第7条 省略

例規名 島田市民総合施設条例

新 条 文

(設置)

第1条 島田市は、市民の福祉の向上、健康の増進、文化の振興、生涯学習の推進等を図るため、総合施設を設置する。

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民総合施設の利用の許可に関する業務
- (2) 省略
- (3) 省略

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 省略

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(開館時間)

第9条 市民総合施設の開館時間は、午前9時から午後9時30分まで (月曜日にあつては、午前9時から午後5時30分まで)とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 省略

(休館日)

第10条 市民総合施設の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

2 省略

(ホールを供用しない日)

第10条の2 ホールを供用しない日は、毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日)とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定す

# 対 照 表

## 旧 条 文

(設置)

第1条 島田市は、市民の福祉の向上、健康の増進、文化の振興等を図るため、総合施設を設置する。

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民総合施設の利用の許可及び承認に関する業務
- (2) 省略
- (3) 省略

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 省略

2 第5条及び前条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(開館時間)

第9条 市民総合施設の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 省略

(休館日)

第10条 市民総合施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 省略

る供用しない日を変更することができる。

(利用の許可)

第11条 市民総合施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、市民総合施設の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「利用の許可」という。)に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用料の不還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により市民総合施設を利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出たとき。

(3) 利用者が第11条第1項後段の規定により利用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

別表(第14条関係)

1 ホール利用料

省略

備考

1 省略

2 省略

3 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、超過時間30分につき、午前9時より前の時間に利用する場合は午前の基本利用料の、正午から午後1時までの間の時間に利用する場合は午後の基本利用料の、午後5時から午後6時までの間の時間に利用する場合及び午後9時30分より後の時間に利用する場合は夜間の基本利用料の額の30分当たりに相当する額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。

4 省略

2 ホール冷暖房利用料

省略

備考 省略



(利用の許可等)

第11条 市民総合施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可又は承認を受けなければならない。許可又は承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、市民総合施設の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可又は承認に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(利用料の還付)

第16条 既納の利用料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が、自己の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が、第11条第1項又は次条第1項の規定による許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。

別表（第14条関係）

1 ホール利用料

省略
----

備考

1 省略

2 省略

3 省略

2 冷暖房利用料

省略
----

備考 省略

### 3 会議室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び基本利用料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時か ら正午まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 6 時か ら午後 9 時 30分まで	午前 9 時か ら午後 9 時 30分まで
大会議室	156人	3,950円	5,270円	6,910円	16,160円
第1会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第2会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第3会議室	20人	760円	970円	1,310円	3,060円
第4会議室	18人	650円	870円	1,100円	2,630円
第5会議室	24人	870円	1,200円	1,410円	3,500円
第6会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第7会議室	52人	1,640円	2,100円	2,840円	6,640円
第8会議室	12人	430円	530円	760円	1,740円
第9会議室	14人	430円	530円	760円	1,740円
第10会議室	56人	1,410円	1,800円	2,430円	5,690円
第1多目的室	90人	2,320円	3,130円	4,050円	9,510円
第2多目的室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3多目的室	90人	2,200円	2,960円	3,830円	9,000円
和室（大）	48人	1,970円	2,630円	3,610円	8,230円
和室（小）	18人	760円	970円	1,310円	3,060円
第1練習室	63人	1,530円	1,970円	2,510円	6,030円
第2練習室	35人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3練習室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第4練習室	90人	2,320円	3,130円	4,050円	9,510円
展示ホール		1,630円	2,200円	3,300円	7,130円
体育室	85人	2,090円	2,810円	3,630円	8,550円
調理室	36人	1,630円	2,200円	2,730円	6,580円
第1楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
第2楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
シャワー室		210円	210円	210円	650円

#### 備考

- 1 利用者が営業等を目的とした場合の利用料は、基本利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 許可を受けてこの表に掲げる利用時間以外の時間に利用する場合の利用料の額は、超過時間30分につき、午前9時より前の時間に利用する場合は午前の基本利用料の、正午から午後1時までの間の時間に利用する場合は午後の基本利用料の、午後5時から午後6時までの間の時間に利用する場合及び午後9時30

### 3 会議室等利用料

利用区分	定員	利用時間及び基本利用料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時か ら正午まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 6 時か ら午後 9 時 30分まで	午前 9 時か ら午後 9 時 30分まで
大会議室	156人	3,950円	5,270円	6,910円	16,160円
第1会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第2会議室	20人	760円	970円	1,310円	3,060円
第3会議室	14人	650円	870円	1,100円	2,630円
第4会議室	24人	870円	1,200円	1,410円	3,500円
第5会議室	12人	430円	530円	760円	1,740円
第6会議室	14人	430円	530円	760円	1,740円
第1多目的室	90人	2,200円	2,960円	3,830円	9,000円
第2多目的室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3多目的室	90人	2,200円	2,960円	3,830円	9,000円
和室（大）	48人	1,970円	2,630円	3,610円	8,230円
和室（小）	18人	760円	970円	1,310円	3,060円
第1練習室	63人	1,530円	1,970円	2,510円	6,030円
第2練習室	35人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3練習室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
展示ホール		1,630円	2,200円	3,300円	7,130円
栄養指導室	36人	1,630円	2,200円	2,730円	6,580円
第1楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
第2楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
シャワー室		210円	210円	210円	650円
視聴覚室	56人	1,630円	2,200円	2,730円	6,580円

#### 備考

- 1 利用者が営業等を目的とした場合の利用料は、基本利用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの並びに広域市町村圏域住民以外の者が利用する場合の利用料は、上記に定めるもののほか、利用料の50パーセントに相当する額を加算する。

分より後の時間に利用する場合は夜間の基本利用料の額の30分当たりに相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算する。

3 市民及び市内に事務所又は事業所を有するもの並びに広域市町村圏域住民以外の者が利用する場合の利用料は、上記に定めるもののほか、利用料の50パーセントに相当する額を加算する。

4 附属設備等利用料

(1)

） 省略

(3)

(4) 映写設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
スライド	1台	1,100円	
省略			

(5) 楽器利用料

品名	単位	利用料	摘要
省略			
グランドピアノ	1台	2,730円	調律別 椅子付き 会議室等
アップライトピアノ	省略		
省略			

(6) 省略

5 省略

4 附属設備等利用料

(1)

↳ 省略

(3)

(4) 映写設備利用料

品名	単位	利用料	摘要
<u>16ミリ映写機</u>	<u>1台</u>	<u>5,500円</u>	
<u>16ミリ映写機</u>	<u>1台</u>	<u>1,100円</u>	<u>会議室等</u>
<u>スライド</u>	<u>1台</u>	<u>1,100円</u>	
省略			

(5) 楽器利用料

品名	単位	利用料	摘要
省略			
<u>セミコンサートピアノ</u>	<u>1台</u>	<u>2,730円</u>	<u>調律別 椅子付き</u>
<u>アップライト</u>	省略		
省略			

(6) 省略

5 省略

# 議案第56号 参 考

## 入札結果表及び消防ポンプ自動車の概要

### 1 入札結果表

事業名 令和5年度消防ポンプ自動車購入事業

(単位：円)

予 定 価 格	28,409,700
入札書比較価格	25,827,000

(単位：円)

業 者 名	入札書記載金額	結果
	第1回	
ジーエムいちほら工業(株) 東京営業所	24,000,000	決定
(有)協和消防機商会	25,000,000	
(株)ケイショウ車体	25,130,000	
日本機械工業(株) 本社営業部	25,650,000	
旭産業(株)	25,800,000	
長野ポンプ(株) 東京営業所	25,900,000	
小川ポンプ工業(株) 三島営業所	26,380,000	
(株)日本防災システム	26,400,000	
(株)畠山ポンプ製作所	26,500,000	
(株)セキュア	26,500,000	
(株)日消機械工業	27,000,000	
日本ドライケミカル(株)静岡営業所		辞退
(株)ナカムラ消防化学 東京営業所		辞退
(株)アイデア		辞退
契約金額	26,400,000	

※ 予定価格は、消費税及び地方消費税の額を含む。

## 2 納入期限

令和6年3月22日

## 3 配置場所

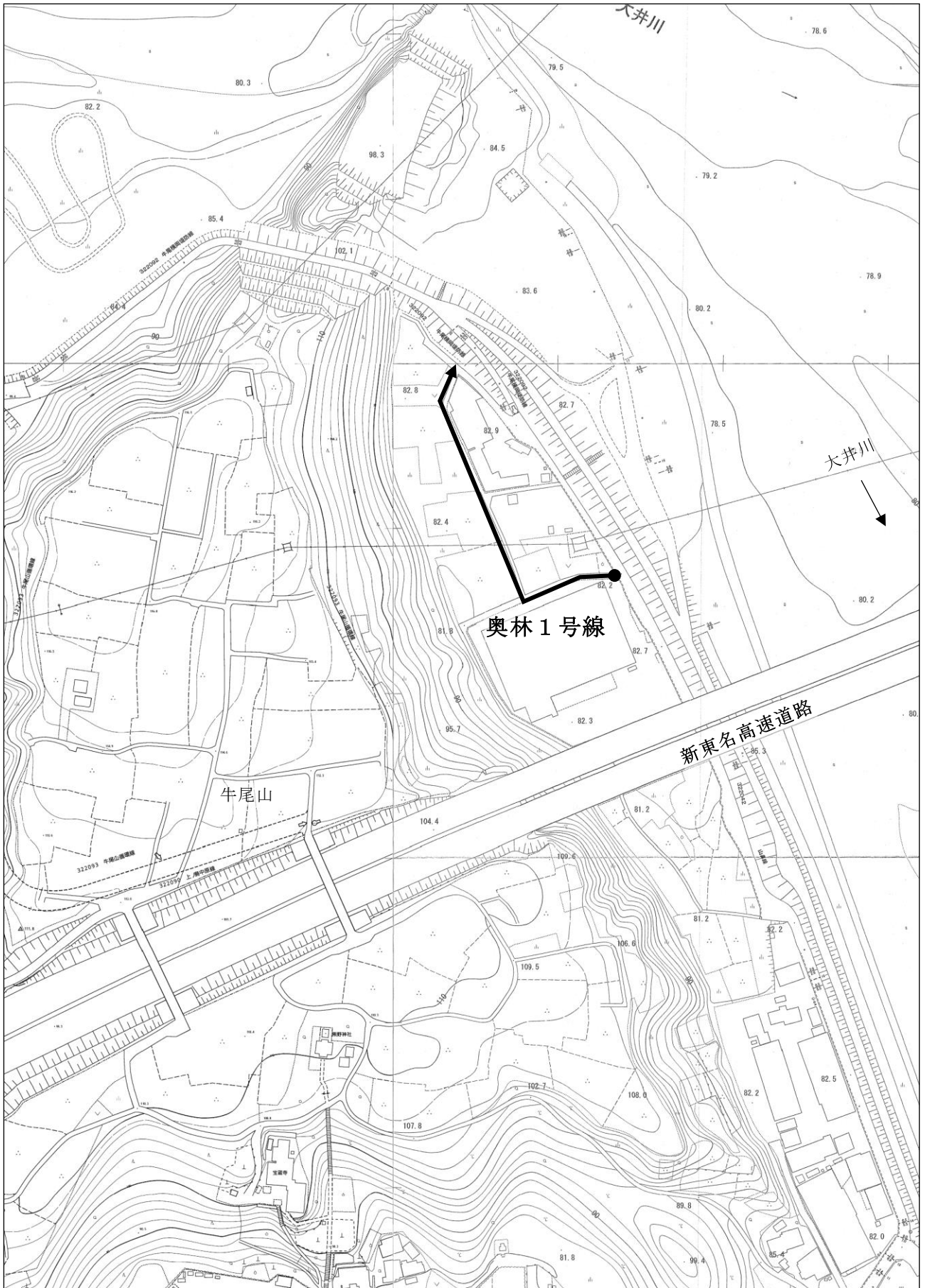
島田市消防団第5分団1部

## 4 規格・仕様

台数	1台
駆動方式	四輪駆動
主ポンプ	A-2級検定合格
真空ポンプ	無給油式
警音装置	電子サイレン、モーターサイレン、外部スピーカー
照明装置	LED製サーチライト、散光式警告灯
塗装	防錆加工、朱色アクリルウレタン塗装、文字記入
主な備品等	発電機、加納式ホースカー

# 議案第57号 参 考

市道認定路線位置図





議案第58号  
参 考

市道廃止路線位置図

